

尾花沢市告示第 39 号

尾花沢市空き家バンク制度実施要綱を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

尾花沢市長 加藤 國洋

尾花沢市空き家バンク制度実施要綱

尾花沢市空き家情報登録制度設置要綱（平成 19 年告示第 126 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、尾花沢市における空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進、生活環境の保全及び地域活性化を図るため、尾花沢市空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 市長が空き家の売買又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介する仕組みをいう。

（空き家の登録申込み等）

第 3 条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（別記様式第 1 号）及び尾花沢市空き家バンク登録カード（別記様式第 2 号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、現地調査及びその内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（別

記様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申込みをしていない空き家について、空き家バンクによることが適当と認めるときは、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届(別記様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第5条 市長は、当該空き家の情報が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書(別記様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当することにより登録の取り消しを受けた場合は、改めて第3条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権等に異動があったとき。
- (2) 登録者より空き家バンク登録取消届(別記様式第6号)の届出があったとき。
- (3) 空き家バンクに登録した日から2年が経過したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家情報の提供)

第6条 市長は、空き家バンクに登録された情報(以下「登録情報」という。)の一部を尾花沢市のホームページ及び広報誌等により公開することができるものとする。

2 前項の規定により公開する登録情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地(字名まで)
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 物件の概要(面積、築年、構造、間取り等)
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) その他必要な事項

(利用希望者の要件)

第7条 登録情報を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、尾花沢市の自然環境及び生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) その他市長が適当と認めた者

(利用希望の申込み等)

第8条 利用希望者等は、空き家バンク利用申込書(別記様式第7号)及び誓約書(別記様式第8号)に必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、希望物件の登録者にその旨を通知し、必要な連絡調整を行うものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、前条第2項の登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 市長は、前項の交渉並びに売買及び賃貸借の契約について、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会村山又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部等へ斡旋ができるものとする。

3 前項に規定する仲介により契約の斡旋を受けた者は、交渉等の結果について遅滞なく市長にその内容を報告しなくてはならない。

4 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

(適用上の注意)

第10条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。